

市有財産への飲料自動販売機 設置事業者募集要領

(この入札に参加するためには事前の申込みが必要です)

令和4年 12 月実施

横浜市資源循環局総務部職員課

入札物件（飲料自動販売機設置場所貸付物件）一覧表

■貸付期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年間）

(1) 物件番号：04-07-002

（7事業場 計10台）

※入札は10台の合計金額で行います。

No.	所在地 施設名	貸付面積 (㎡)	貸付財産	設置場所		最低貸付料 (円)
1	旭区白根二丁目8番1号 資源循環局旭事務所	0.90	建物	2階湯沸室横	建物内	140,400
2	鶴見区末広町1丁目15番地1 資源循環局鶴見工場	1.00	土地	工場棟北側	建物外	272,600
3	鶴見区末広町1丁目15番地1 資源循環局鶴見工場	1.00	土地	工場棟北側	建物外	284,700
4	旭区白根二丁目8番1号 資源循環局旭工場	0.90	建物	1階階段下	建物内	152,900
5	金沢区幸浦二丁目7番地1 資源循環局金沢工場	1.11	土地	管理棟1階駐車場	建物外	262,700
6	金沢区幸浦二丁目7番地1 資源循環局金沢工場	0.81	土地	管理棟1階駐車場	建物外	193,500
7	都筑区平台27番1号 資源循環局都筑工場	0.88	土地	管理棟1階通用口	建物外	110,500
8	都筑区平台27番1号 資源循環局都筑工場	1.01	土地	工場棟西側ヤード前	建物外	68,200
9	泉区池の谷3949番地1 神明台処分地	1.18	土地	事務所入口横	建物外	165,800
10	磯子区新磯子町38番地 磯子検認所	0.90	土地	検認室横	建物外	76,400
	合計	9.69				1,727,700

(2) 物件番号：04-07-003

(5事業場 計9台)

※入札は9台の合計金額で行います。

No.	所在地 施設名	貸付面積 (㎡)	貸付財産	設置場所		最低貸付料 (円)
1	鶴見区末広町1丁目15番地1 資源循環局鶴見工場	0.89	土地	管理棟脱靴室前	建物外	221,900
2	鶴見区末広町1丁目15番地1 資源循環局鶴見工場	1.24	土地	管理棟脱靴室前	建物外	170,700
3	旭区白根二丁目8番1号 資源循環局旭工場	0.90	建物	1階階段下	建物内	160,300
4	金沢区幸浦二丁目7番地1 資源循環局金沢工場	0.92	土地	管理棟2階玄関前	建物外	66,200
5	金沢区幸浦二丁目7番地1 資源循環局金沢工場	1.02	土地	管理棟1階駐車場	建物外	223,500
6	金沢区幸浦二丁目7番地1 資源循環局金沢工場	0.88	土地	管理棟1階駐車場	建物外	261,300
7	都筑区平台27番1号 資源循環局都筑工場	0.77	建物	管理棟1階室内	建物内	46,000
8	都筑区平台27番1号 資源循環局都筑工場	0.73	土地	管理棟1階通用口	建物外	82,800
9	泉区池の谷3949番地1 神明台処分地	1.18	土地	事務所入口横	建物外	356,500
	合計	8.53				1,589,200

入札方式による貸付の流れ（概要）

入札参加申込書等の提出

令和4年11月18日（金）から令和4年12月5日（月）まで
午前8時45分から午後5時15分まで

（ただし、正午から午後1時及び土日祝の終日を除く）

【資源循環局総務部職員課へ持参】

入札・開札・設置事業者 の決定

令和4年12月14日（水）10時から

場所：横浜市庁舎23階（23S-03 会議室）

公有財産賃貸借契約書 の締結

令和4年12月中

販売機の設置準備

- ・電気メーターの設置（未設置箇所に限る）
- ・販売機手配 等

販売機の設置施工 貸付の開始

令和5年3月31日（金）までに既設販売機を撤去し、
4月1日（土）に新規貸付者による設置施工、販売開始となります。

市有財産への飲料自動販売機設置事業者募集要領

1 入札物件

入札物件、最低貸付料は、「入札物件一覧表」(表紙裏等)のとおりです。なお、本市の都合により入札を延期し、中止し、又は取り消す場合があります。

2 入札参加者の資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加申込書の提出期間の最終日から入札日までの間のいずれの日においても、横浜市指名停止等措置要綱の規定による指名停止を受けていない者であること。
- (3) 国税及び横浜市税の滞納がないこと。
- (4) 本要領記載の貸付条件及び法令等を遵守し、借受人自らが貸付物件(入札物件)に飲料(酒税法(昭和28年法律第6号)による酒類又はその類似品を除く。以下同じ。)等を販売する自動販売機及び飲料容器等の収容器等を設置し、貸付期間中継続して、営業・運営する事業(以下「飲料自動販売機設置運営事業」という。)を行う資力、能力等を有する者であること。
- (5) 令和2年度及び令和3年度において、飲料自動販売機設置運営事業の実績を有していること。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体又は公共安全及び福祉を脅かすおそれがある団体に属する者でないこと。
- (7) 横浜市暴力団排除条例(平成23年12月横浜市条例第51号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (8) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者でないこと。
- (9) 市有財産への飲料自動販売機設置事業者入札に参加し、落札決定後正当な理由なく契約を締結しなかった者でないこと。
- (10) 借受人は、販売機の設置、管理、商品の補充、売上金の回収、釣り銭の補充等、営業・運営に必要な一切の業務を行い、他の事業者これらの業務を委託しない者であること。

3 契約にあたっての主な条件

(1) 貸付契約の内容

本貸付契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第2項第4号の規定により、借地借家法(平成3年法律第90号)第38条の規定に基づく定期建物賃貸借契約(屋外設置の場合には、第25条の規定に基づく借地契約)です。

(2) 貸付期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

(3) 貸付物件の用途指定

飲料自動販売機設置運営事業の用途に供さなければなりません。

(4) 禁止事項

次に掲げる行為はできません。判明した場合には、違反事項として契約解除の事由となります。

ア 飲料自動販売機設置運営事業以外の用途で使用するこゝと。

イ 貸付物件に建物を建設又は工作物を設置すること。

ウ 貸付物件を第三者に転貸すること。また、本件賃貸借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定すること。

エ 貸付物件に設置した自動販売機において酒類又はその類似品を販売すること。

(5) 売上報告書の提出

貸付物件に係る自動販売機の売上状況は、3か月ごとに取りまとめ、翌月の15日までに、売上報告書を横浜市に提出しなければなりません。

(6) 実地調査等への協力義務

前記(3)及び(4)の履行状況を確認するため、横浜市が利用状況等についての実地調査を行うとき、又は関係資料の提出を求めたときには、借受人は横浜市に協力しなければなりません。

(7) 違約金の支払義務

前記(3)から(5)の条件に違反した場合には、契約金額(貸付料総額)の100分の30に相当する額を違約金として横浜市に支払わなければなりません。

(8) 貸付物件の引渡し等

貸付物件は、既設販売機の設置事業者が販売機を撤去した状態で引き渡しますので、飲料自動販売機設置運営事業に必要な費用は借受人が負担するとともに、契約期間終了後は、横浜市の承諾がある場合を除き、原状に回復して返還しなければなりません。

(9) 契約金(貸付料)及び電気使用料の納付

本貸付契約に係る契約金(貸付料)を、横浜市が指定する期日までに遅滞なく支払わなければなりません。また、飲料自動販売機設置に伴い発生する電気料金についても、毎月横浜市が指定する期日までに遅滞なく支払わなければなりません。

4 入札の参加申込

(1) 入札参加申込書等の提出

ア 提出期間 令和4年11月18日(金)から令和4年12月5日(月)まで
午前8時45分から午後5時15分まで
(ただし、正午から午後1時及び土日祝の終日を除く)

イ 提出場所 横浜市中区本町6丁目50番地の10 23階
横浜市資源循環局総務部職員課(横浜市庁舎23階北側)

ウ 提出方法 持参 ※電話、郵送による受付は行いません。直接来庁してお申し込みください。

(2) 申込に必要な書類

ア 申込者が法人の場合 ※証明書は、申込日前3か月以内に発行されたもの

(ア) 入札参加申込書

(イ) 商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)

(ウ) 代表者の印鑑証明書

- (エ) 国税の納税証明書（その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の未納税額のない証明用）を提出
- (オ) 市税の納税証明書
 - ①法人市民税（申込時点において終了している事業年度のうち直近2年度分）
 - ②固定資産税（償却資産分を含む。令和2年度及び3年度の2年度分）
- (カ) 財務諸表の写し（直前2年間分）
 - ①貸借対照表
 - ②損益計算書
 - ③キャッシュフロー計算書（資本変動）
- (キ) 飲料自動販売機設置運営事業実績（設置台数、売上高等 ※書式自由）
（過去3年度分（令和元年4月1日から令和4年3月31日まで））
- (ク) 設置を希望する自動販売機のカタログ
- (ケ) 横浜市暴力団排除条例に基づく誓約書

イ 申込者が個人の場合 ※証明書は、申込日前3か月以内に発行されたもの

- (ア) 入札参加申込書
- (イ) 印鑑登録証明書
- (ウ) 国税の納税証明書（その3の2「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」の未納税額のない証明用）を提出
- (エ) 市税の納税証明書
 - ①個人市民税（令和2年度及び3年度の2年度分）
 - ②固定資産税（償却資産分を含む。令和2年度及び3年度の2年度分）
- (オ) 破産者でないことの証明書
- (カ) 登記されていないことの証明書（成年被後見人又は被保佐人とする記載がないことの証明書）
- (キ) 確定申告の際の提出書類一式の写し（直前決算2年間分）
- (ク) 設置を希望する自動販売機のカタログ
- (ケ) 横浜市暴力団排除条例に基づく誓約書

(3) 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札の参加資格があると認められたものが、前述「2 入札参加者の資格」の各号のいずれかの資格を欠いたとき、または「4 (2) 申込に必要な書類」に虚偽の記載があったときは、当該入札の参加資格を喪失します。

5 質問書及び回答について

(1) 質問受付期間

令和4年11月10日(木)から令和4年11月16日(水)まで

午前8時45分から午後5時15分まで

（ただし、正午から午後1時及び土日の終日を除く）

(2) 質問提出方法

質問書（横浜市所定様式）を4 (1) イに記載の場所に持参するか、郵送、FAX又は電子メールでの送付としま

す。

(3) 回答予定日

令和4年11月17日(木)までに、HP上で回答いたします。再質問は認められません。

6 入札参加資格の確認等

前述4(2)の提出書類により入札参加資格の有無を確認し、令和4年12月12日(月)までに、申請者あてに結果を通知します。

また、当該結果の通知後であっても、不正等が判明した場合には、入札参加資格を取り消します。

7 入札の手続き等

(1) 入札の日時及び場所

日時 令和4年12月14日(水) 10時から

場所 横浜市中区本町6丁目50番地の10
横浜市庁舎23階(23S-03 会議室)

(2) 入札の方法等

ア 入札保証金

入札保証金は免除します。

イ 入札金額

入札金額は年額貸付料(消費税及び地方消費税相当額を除いた額)を記入してください。

ウ 入札方法

入札申込書は、物件ごとに提出して頂きますが、商品の品揃えを幅広く確保するため、**落札できるのはいずれか1件のみ**とします。

入札は本市指定の入札書を使用し、入札箱に投入してください。入札書の投入後、その提出した入札書の引き換え、変更又は取消しをすることはできません。

(3) 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とします。

- ア 2に定める入札参加資格のない者が行った入札
- イ 所定の入札書以外の用紙を使用して行った入札
- ウ 最低貸付料を下回る入札
- エ 同一物件について2通以上の入札をしたもの
- オ その他入札要領において無効とするもの

(4) 落札者の決定方法

- ア 入札書投入完了後、直ちに開札を行います。開札の結果、最低貸付料金額以上で最高の金額をもって入札した者を落札者とします。
- イ 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。なお、当該入札者にくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない横浜市職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定します。

ウ 入札結果は、全ての入札を対象として、その場で次の内容を公表します。

(ア) 法人が行った入札：「商号」及び「入札金額」

(イ) 個人が行った入札：「個人であること（氏名の公表は行いません）」及び「入札金額」

エ 落札者、落札金額については、資源循環局ホームページにおいても公表します。

オ 再度入札は実施しません。

8 契約の手続等

(1) 契約条項

別添「公有財産賃貸借契約書」（標準契約書）を参照してください。

(2) 契約の締結及び方法

本市が指定する期日までに契約保証金を納付のうえ、公有財産賃貸借契約書の記名押印をもって契約を締結します。

ア 契約の締結及び履行に関する費用については、全て落札者の負担とします。

イ 契約者の名義は、入札者名義で行います。

9 販売機設置の手続等

契約締結後、借受人は令和5年4月1日（土）から、設置場所で飲料自動販売機設置運営事業を開始できるよう、販売機設置のための準備を行っていただきます。

(1) 電気料金、水道料金の専用意子メーターの設置

借受人は貸付料のほかに、光熱水費の実費を毎月お支払いいただきます。設置場所に既設の子メーターがない場合には、借受人の負担で専用意子メーターの設置が必要です（ただし、単独引込により給電を行う場合にはこの限りではありません）。

(2) 販売機の設置

既設の自動販売機がある物件については、令和5年3月31日（金）の夜までに撤去を行います。借受人は、令和5年4月1日（土）に新設、営業開始できるように入替えの準備作業を行ってください。

(3) 自動販売機設置施設の移転

施設の移転に伴う自動販売機及び付帯電気設備の撤去、再設置に必要な費用は借受人に負担していただきます。

入 札 要 領

- 第1条 入札希望者は、横浜市公告、公有財産賃貸借契約書（標準契約書）及び本要領を熟読の上、入札してください。
- 第2条 現物と公告数量が符合しない場合でもこれを理由として契約の締結を拒むことはできません。
- 第3条 代理人により入札する場合は、入札前に必ず委任状を提出してください。
- 第4条 入札は所定の入札書により、封書にして入札日時に提出しなければなりません。
- 第5条 入札書には、入札者の所在及び名称（個人の場合、住所及び氏名）を記入の上、押印するものとし、また金額の記入は算用数字を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。
- 第6条 提出済みの入札書は、その事由のいかんにかかわらず、引換え、変更又は取消しを行うことはできません。
- 第7条 次の各号の一に該当する入札は無効とします。
- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者による入札
 - 2 入札参加申込書を提出していないもの
 - 3 郵送をもって入札書を送付してきたもの
 - 4 所定の入札書以外の用紙を使用して行った入札
 - 5 最低貸付料を下回る入札
 - 6 同一の物件に対して1人で2通以上の入札をしたもの
 - 7 入札書に所在及び名称（個人の場合、住所及び氏名）の記入及び押印のないもの
 - 8 代理人による入札において、入札書に代理人の住所及び氏名の記入並びに押印のない入札
 - 9 入札書の金額記入がないか、金額を訂正したもの
 - 10 横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第19条に該当するもの
 - 11 その他横浜市が入札書不完全と認めたもの
- 第8条 開札は入札者の面前で行います。ただし、入札者又はその代理人が開札場所に出席しない場合には、横浜市の指定した者を立会わせて開札します。この場合、異議の申立はできません。
- 第9条 落札者は、最低貸付料（年額）以上の価格で最高のもので決定します。ただし、落札者となる同価の入札が2人以上あるときは直ちにくじを引かせ落札者を決定します。
- この場合入札者がくじを引かないときは、横浜市の指定した者にくじを引かせ落札者を決定し、異議の申立はできません。
- 第10条 落札者は他の物件に入札することはできません。
- 第11条 落札者が横浜市の指定する日までに契約を締結しない場合には、落札者としての資格は失われ、次順位者が契約を締結する資格者となります。
- 第12条 本条に定めのない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、横浜市契約規則及び横浜市公有財産規則（昭和39年3月横浜市規則第60号）の定めるところにより処理します。

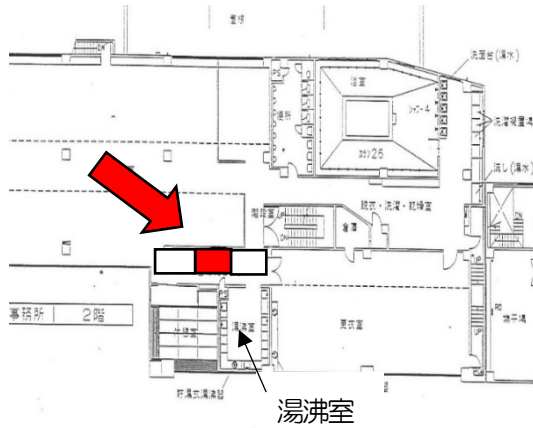
物 件 調 書

物件番号 04-07-002 (7事業場 計10台)

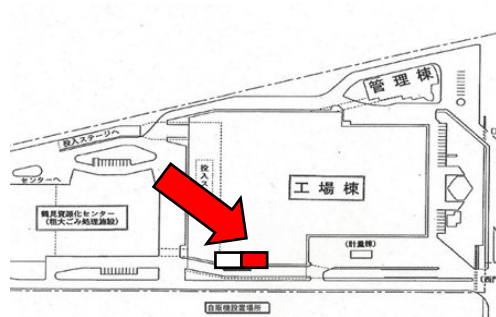
最低貸付価格： 1,727,700 円

【施設配置図 (平面図)】

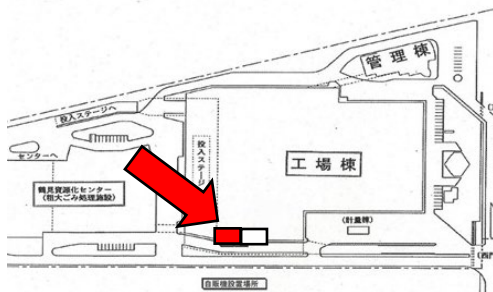
(No. 1) 旭事務所



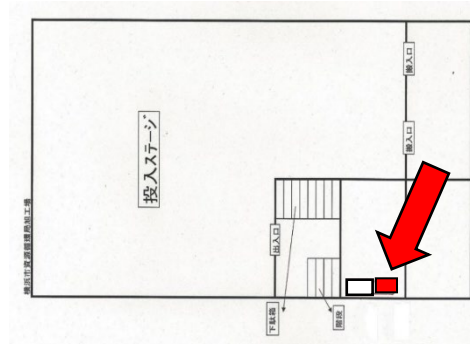
(No. 2) 鶴見工場



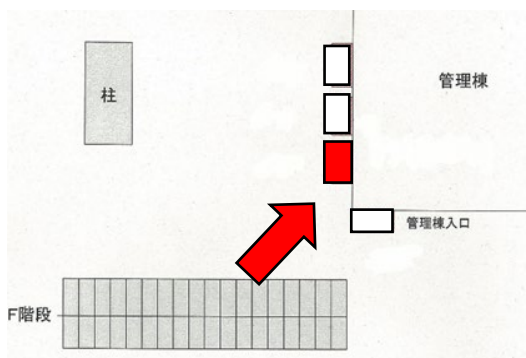
(No. 3) 鶴見工場



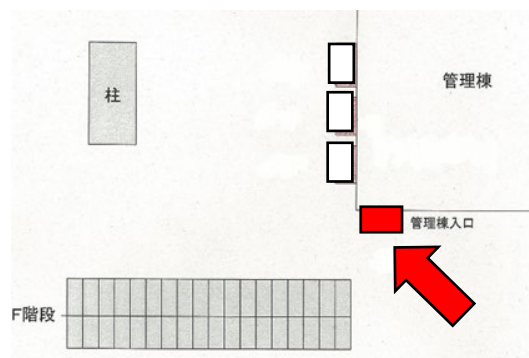
(No. 4) 旭工場



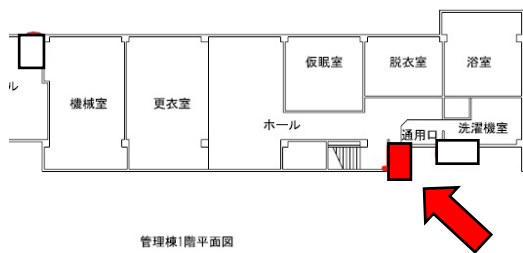
(No. 5) 金沢工場



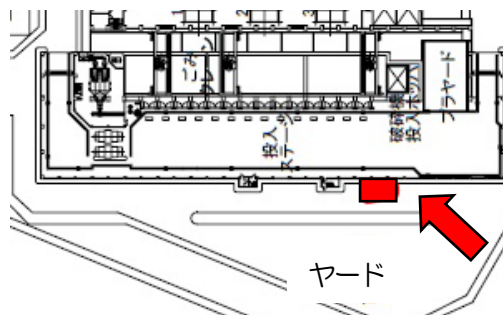
(No. 6) 金沢工場



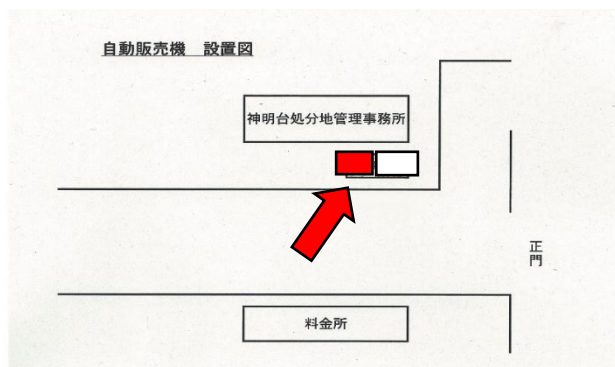
(No. 7) 都筑工場



(No. 8) 都筑工場



(No. 9) 神明台処分地

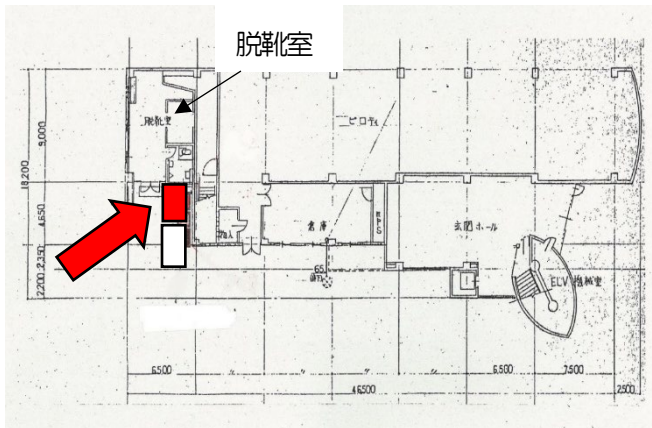


(No. 10) 礫子検認所



最低貸付価格： 1,589,200 円

(No. 1) 鶴見工場



脱靴室

エレベーター

エレベーターホール

2200 2350 4650 5000

5500 4650 5500 7500 2500

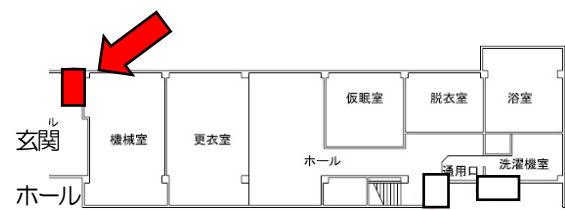
柱

管理棟

管理棟入口

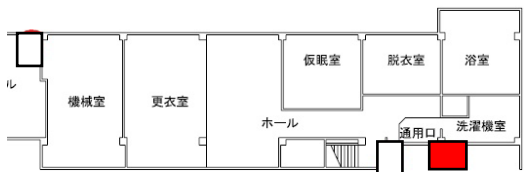
F階段

(No. 7) 都筑工場



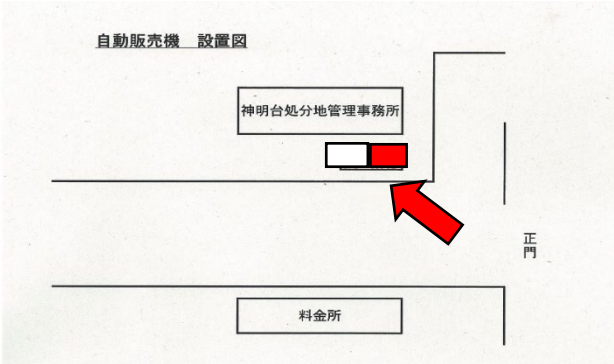
管理棟1階平面図

(No. 8) 都筑工場



管理棟1階平面図

(No. 9) 神明台処分地



【自動販売機の仕様及び管理運営上の遵守事項】

1 販売機の仕様

(1) 大きさ

設置面積は、【施設配置図（平面図）】に示す位置で貸付面積以内の大きさとし、高さ2m以内、重量約600kg以下とすること。

(2) デザイン

施設の内装と調和するデザインとすること。

(3) 災害援助ベンダー

災害発生時に、貸付人が商品の提供を必要と判断した場合には、借受人が所有する自動販売機内全ての商品が無償で提供すること。

(4) 販売品目の条件

ア 販売品目は清涼飲料水とし、酒などアルコール類やタバコの販売は行わないこと。

イ 販売商品は、缶、ビン及びペットボトルに入った飲料とする。

（紙コップ及び紙パック飲料は除く）

ウ 販売価格は、標準販売価格の80%以下とし、現状価格を上回らないよう個別に協議すること。

(5) 利用者への配慮事項

新硬貨及び新紙幣が使用できること。

(6) 環境対策

施設の休業日及び開業日の利用時間外については、タイマーによる電気調整を行い販売機の照明を消灯すること。

(7) 空容器の回収箱

ア 使用済み容器の回収ボックスは、原則として自動販売機1台に1個程度の割合で貸付者の指定する場所に設置し、外観色は周辺環境に配慮したものとする。

イ 回収箱は、空容器の分別が可能なものとし、外側から容易に内容物を視認できる形状のもので、70L程度のゴミ袋で対応可能なものとする。

ウ 必要に応じ、防音マットを敷く等、投入時の音が軽減されるような工夫をすること。

2 管理運営上の遵守事項

(1) 設置

ア 自動販売機の設置にあたっては、安全対策としてJIS規格及び業界自主規制に準拠した震災対策、転倒防止対策を行うこと。

イ 電気料金を計測するための子メーター（計量法により検定したもので検定有効期間内のもの）を設置者の負担により設置すること。

(2) 管理運営

ア 借受人は、販売機の設置、管理、運営に必要な一切の業務（フルオペレーション業務：本「自動販売機の仕様及び管理運営上の遵守事項」巻末参照）を行い、商品の補充、売上金の回収、釣り銭の補充等は設置事業者が行うとともに、常に商品の賞味期限に注意し、適切な在庫と補充管理を行うこと。

イ 食品衛生について、商品販売に必要な営業許可を受けるとともに、関係法令及び業界自主基準を遵守し、衛生管理に万全を期すこと。

- ウ 借受人は、販売機設置に伴い発生する電気料金について、毎月、横浜市が指定する期日までに遅滞なく支払うこと。
- エ 自動販売機及び付帯電気設備の設置及び契約満了時の撤去に係る費用については、設置者の負担とする。なお、新たな電気工事を必要とするものについては、設置工事後、速やかに横浜市の確認を受けること。工事は、電気関係法令を遵守して施工すること。
- オ 施設移転に伴う自動販売機及び付帯電気設備の撤去及び再設置に係る費用については、設置者の負担とする。なお、新たな電気工事を必要とするものについては、設置工事後、速やかに横浜市の確認を受けること。工事は、電気関係法令を遵守して施工すること。
- カ 回収箱の空容器は、設置事業者の責任で適切に回収し、リサイクル及び設置場所周辺の清掃を万全に行い、回収ボックスから使用済み容器が漏れたりすることがないように、適切な維持管理を行うこと。
- キ 商品の搬入、廃棄物の搬出等を行う時間及び経路については、施設管理者の指示に従うこと。
- ク 自動販売機の故障、問合せ及び苦情等については、設置事業者の責任において対応するとともに、自動販売機本体に、販売管理会社の名称及び故障時の連絡先を明記すること。
- ケ 自動販売機を設置、運営する権利を第三者に譲渡又は転貸することはできません。
- コ 貸付期間満了又は契約解除により、自動販売機を撤去した場合には、設置者の負担のもと原状回復を行い、横浜市の確認を受けること。

フルオペレーションの基本的な考え

自動販売機の設置管理運営に必要な一切の業務をすべて行っていただくものです。

- ◆商品の補充・売上金回収・清掃・メンテナンスまでを行っていただきます。
- ◆常に安定した高品質の商品を提供する品質保証活動(QC活動)をしていただきます。
- ◆自動販売機の維持につきましては、随時、専門技術サービス員を派遣し、保守業務を行っていただきます。
- ◆自動販売機の故障等には、**365日体制**で専門の修理サービスマンにより即時対応致していただきます

商品補充・集金
コール管理システム



商品のメニューチェンジ
内部・外観の清掃



簡単な故障の修理



売り切れ、賞味期限切れ
チェック



- ・自動販売機への製品の補充
- ・現金の回収とつり銭の補充
- ・空き缶の回収
- ・自販機の清掃、周辺美化
- ・故障時の対応、点検に係わる業務